

## その他業務

### 代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度
全国信用協同組合連合会	36,241	32,923
株式会社商工組合中央金庫	8,672	6,680
株式会社日本政策金融公庫	355,028	274,411
独立行政法人住宅金融支援機構	4,693,964	4,135,085
独立行政法人勤労者退職金共済機構	58,926	57,198
独立行政法人福祉医療機構	297,842	252,707
そ の 他	67,450	42,600
合 計	5,518,124	4,801,604

### 内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		平成 25 年度		平成 26 年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	123,981	71,830	122,980	77,652
	他の金融機関から	209,879	95,901	217,620	103,569
代金取立	他の金融機関向け	1,722	833	1,527	878
	他の金融機関から	357	117	327	82
合 計		335,939	168,683	342,454	182,181

### 外国為替取扱高(取次実績) (単位：ドル)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度
買 易		—	4,838
	輸 出	—	—
	輸 入	—	4,838
買 易	外	348,514	300,025
合 計		348,514	304,864

## 経営管理体制

### リスク管理体制

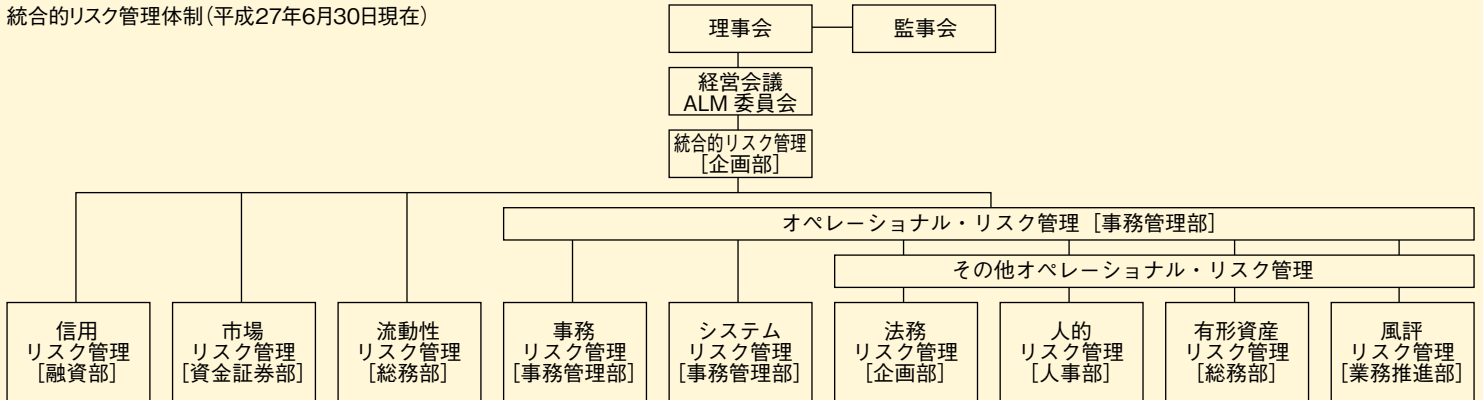
金融の自由化・国際化の進展や金融技術の高度化に伴い、金融機関の抱えるリスクは多様化・複雑化しており、金融機関経営にとってリスク管理の重要性はますます高まっています。

こうした経営環境を踏まえ、当組合は直面する各種リスクを適切に管理し、経営の健全性を維持するため、「リスク管理態勢の強化」を経営の重点施策として位置づけ、「リスク管理基本方針」のもとに「健全性の維持」と「収益性の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しております。

#### 1. リスク管理体制

当組合では、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置づけ、主要なリスクである「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」についてそれぞれ管理部署を定め、これらを統括部署が統合的に把握・管理するとともに、経営会議・ALM委員会で評価・検討することにより、実効性のあるリスク管理と相互牽制機能の有効性を確保しております。

統合的リスク管理体制(平成27年6月30日現在)



#### 2. 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関の業務に内在する各種リスクについて、一元的に管理し総体的に捉えてその総体的なリスクを経営体力と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することを目的としています。当組合では、「統合的リスク管理規程」に基づき信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクといったリスク毎にリスク量の上限を設定(資本配賦)し、それぞれの管理部署がリスク量のコントロールを行っております。

また、統合的リスク管理部署がこれらのリスク量を自己資本と対比して、一元的に把握するとともに、リスク管理の状況について定期的に経営会議やALM委員会へ報告を行い、状況に応じて適切に対策を実施していく体制を構築しております。

#### 3. 信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金等の資産の価値が減少ないしは消滅し、損失を被るリスクのことです。

当組合では資産の健全性確保を経営の重要課題の一つとして位置づけ、営業推進部門から独立した本部審査体制の整備、自己査定による信用リスクの把握、信用リスクに見合った適正な収益の確保、ポートフォリオ管理に基づくリスク分散などを通じて信用リスク管理の高度化に努めております。また、融資研修を定期的実施し、職員の審査能力の向上に努めております。

#### 4. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株価、商品価格等が変動することによって資産・負債の現在価値または期間収益に影響を与えるリスクのことです。

当組合では「市場リスク管理規程」や「資金運用基準」、年度毎の「資金運用方針」を定め適切な運用・管理を行っております。

また、市場リスク所管部署が「市場リスク管理規程」に基づき時価評価損益分析、感応度分析、ストレステスト等を実施するとともにVaRによりリスク量を計測しALM委員会へ報告のうえ協議するほか、リスク統括部署が運用状況等のチェック・評価を行い経営会議へ報告するなど、相互牽制機能が働く体制としております。

## 経営管理体制

### 5. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できず、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利の支払を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことです。

当組合では、的確な資金ポジションを確保するため資金繰り状況を把握し、資金調達手段の確保を図っております。支払準備資産は適正な水準を確保するよう努めており、これらの状況を定期的にALM委員会に報告のうえ協議する体制としております。

### 6. オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと等から金融機関が損失を被るリスクのことです。具体的には、事務ミス、システム障害、不正等の内部管理上の要因や災害、テロリズム、犯罪等の外部要因により損失が発生するリスクのことです。

当組合では、特に事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり「事務リスク管理規程」に基づき、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証等に取り組んでおります。また、システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき安定した業務遂行ができるよう、多様化・複雑化するリスクに対する管理体制の整備に努めております。その他のリスクについては、「オペレーショナル・リスク管理規程」に基づき、各部署が適切な管理に努めております。

## 法令等遵守（コンプライアンス）体制

### ■コンプライアンス体制

金融機関は、一般企業にも増して公共性が高いため、より高いレベルのコンプライアンスが求められ、業務において顧客情報の厳正な取扱い、犯罪収益移転防止法の徹底等多くの遵守すべき法令・ルールがあり、お客さまの保護が求められています。

当組合は、法令等遵守(コンプライアンス)を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、理事会をはじめ経営会議等で、法令等遵守に関する諸問題について協議・決定する体制をとっております。

また、法令等遵守を確実に実践するため、役員及び部長自ら誠実にかつ率先垂範してコンプライアンスに取り組むとともに、集合研修の実施と併せ、全員に配布済の冊子「コンプライアンス・マニュアル」、「コンプライアンス・プログラム」、「信用組合の社会的責任とコンプライアンス」等を教材として職場内教育を実施し、全員が各業務において遵守すべき法令や必要とされる法務知識を理解し、日常業務に反映できるように努めております。

### ■コンプライアンスの基本方針

#### 1. 社会的責任(CSR)と公共的使命

当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保します。

#### 2. 信頼の確保

当組合は、法令、諸規則、諸規定の遵守(以下「コンプライアンス」という。)を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図ります。

#### 3. 経営の透明性確保

当組合は、その事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図ります。

#### 4. 人間尊重の精神

当組合は、従業員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保します。

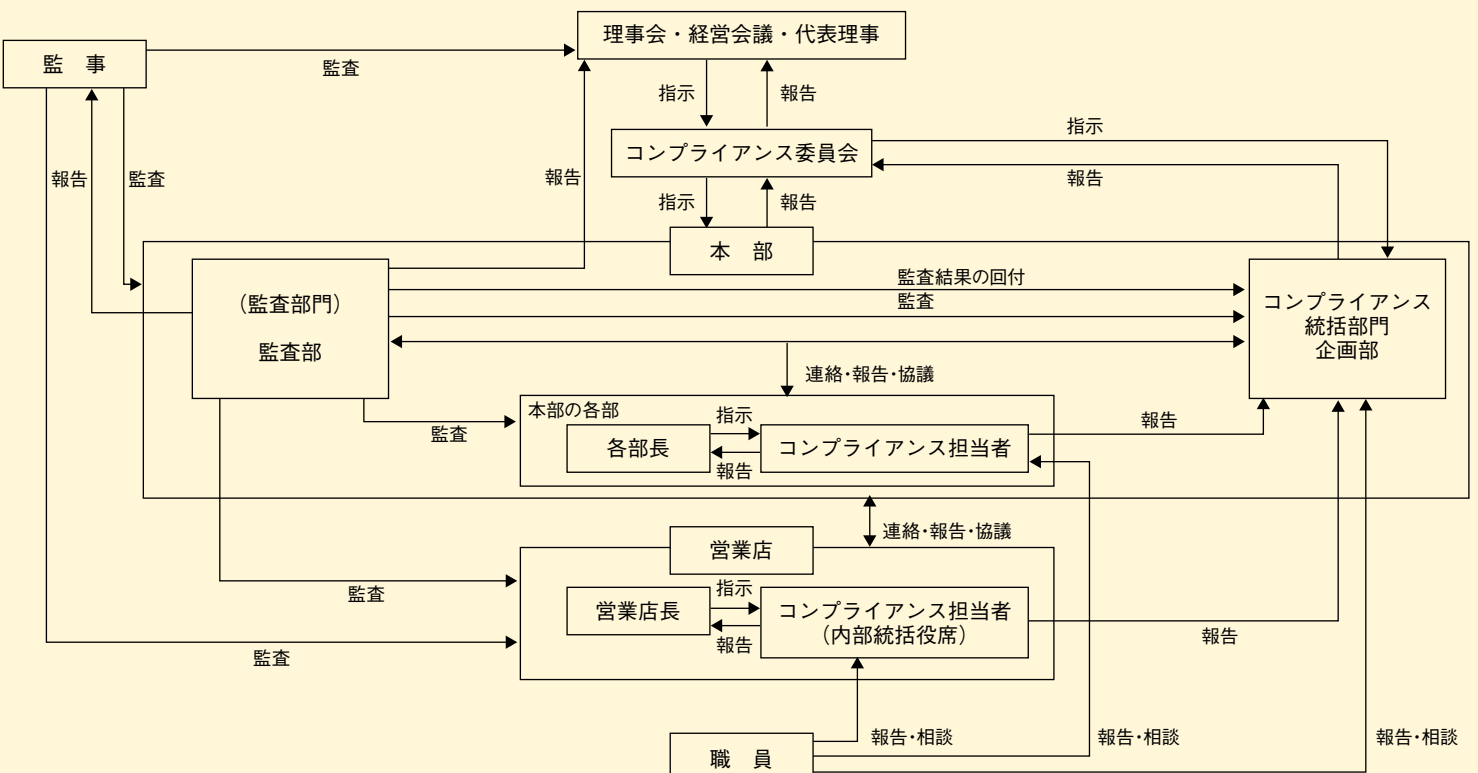
#### 5. 環境問題と社会貢献活動への取り組み

当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組めます。

#### 6. 反社会的勢力との決別

当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

### ■コンプライアンス体制図(平成27年6月30日現在)



一定性的事項一

1. 自己資本の調達手段の概要
 

当組合の自己資本は、当組合が任意又は法令に基づき積み立てしている以外のものは、地域のお客様による出資金にて調達しております。
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
 

自己資本の充実度に関して、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を保っております。一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づく業務推進を通じて、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策とし、また、さらに多くの組合員（出資金）の募集を推進することにより充実を図る方針としております。
3. 信用リスクに関する事項
  - (1) リスク管理の方針及び手続きの概要
 

信用リスクとは取引先の財務状況の悪化などによる倒産等により、当組合の資産の価値が減少または消失し損失を被るリスクをいいます。信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度から分析しております。なお、一連の信用リスク管理の状況については、定期的に経営会議、理事会に報告する態勢としております。
  - (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
 

リスク・ウェイトの判定に使用している適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

    - ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
    - ・株式会社日本格付研究所（JCR）
    - ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
    - ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）
4. 信用リスク削減手法に関する事項
 

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、リスク管理の観点から取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するため、不動産担保や信用保証協会の保証等による保全措置を講じております。ただし、これらはいくまで補完的な措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から総合的な判断を行っております。なお、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として当組合が扱う主要な担保には、適格金融資産担保として自組合預金積金があり、担保に関する手続きについては、当組合が定める「事務取扱要領」等により適切な事務取扱ならびに適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、当組合が定める「事務取扱要領」等により適切な取扱いを行っております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
 

保有する投資信託等に内包する派生商品取引はありますが、当組合自らが行う当該取引はありません。
6. 証券化エクスポージャーに関する事項
  - (1) リスク管理の方針及び手続きの概要
 

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと証券を購入する投資家に分類されます。当組合における証券化エクスポージャーは、投資家としてのみ保有しておりオリジネーターとして保有するものではありません。当該資産のリスク認識については、市場動向、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報の収集などにより、内部管理規程である「市場リスク管理規程」、「資金運用基準」に基づき適正な運用・管理を行っております。
  - (2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
 

標準的手法を採用しております。
  - (3) 証券化取引に関する会計方針
 

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正に処理しております。
  - (4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
 

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。なおエクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

    - ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
    - ・株式会社日本格付研究所（JCR）
    - ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
    - ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）
7. オペレーショナル・リスクに関する事項
  - (1) リスク管理の方針及び手続きの概要
 

オペレーショナル・リスクとは、金融機関が業務を行う上で、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、また外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当組合はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、その他のオペレーショナルリスクに区分して管理しております。また、「オペレーショナル・リスク管理方針」及び「オペレーショナル・リスク管理規程」を定め、リスクを認識のうえ評価しております。
  - (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
 

基礎的手法を採用しております。
8. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する事項
 

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、非上場株式、株式関連投資信託、全国信用協同組合連合会や投資事業組合等への出資金が該当します。当組合では「市場リスク管理規程」、「資金運用基準」に基づき運用・管理を行っており、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及びVaRによるリスク量の計測等により把握のうえ、経営会議等へ報告を行うなど適切な管理に努めております。一方、非上場株式や全国信用協同組合連合会等への出資金等については、業務上の保有で投資目的ではありません。なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正に処理しております。
9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項
  - (1) リスク管理の方針及び手続きの概要
 

金利リスクとは、市場金利の変動によって保有資産の価値が減少した場合に、金融機関が被るリスクのことです。当組合では、一定の金利ショックを想定した場合の金利リスクの計測を行い、ALM委員会へ報告するとともに、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
  - (2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要
 

金利リスクについては、以下の定義に基づいて算出しております。

計測手法	再評価法	信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムを用いて、基準月のイールドカーブ（＝期間ごとの市場金利）に金利ショック幅を加算し、変動後のイールドカーブで理論値を求め、基準月の現在価値とその理論値との差額を金利リスク量として計測する手法です。
コア預金	対 象	流動性預金全般（当座預金、普通預金、貯蓄預金等）
	算出方法	イ. 過去5年の最低残高 ロ. 過去5年の最大年間流出量を現在残高から差引いた残高 ハ. 現残高の50%相当額以上、3つのうちから最小の額を上限として算出
	満 期	5年以内（平均2.5年）
金利感応資産・負債		預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
金利ショック幅		99パーセンタイル値
リスク計測の頻度		毎月



－ 定 量 的 事 項 －  
〈自己資本の構成に関する事項〉

(単位：千円)

項 目	平成25年度	経過措置による不算入額	平成26年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	11,429,198		11,646,639	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,216,504		1,264,872	
うち、利益剰余金の額	10,258,784		10,431,021	
うち、外部流出予定額 (△)	46,090		49,254	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	194,295		181,859	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	194,295		181,859	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	59,365		53,429	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	11,682,858		11,881,927	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	32,694	6,267	25,067
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	32,694	6,267	25,067
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—		6,267	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	11,682,858		11,875,660	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	96,963,736		100,252,081	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△9,121,783		△8,239,340	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	32,694		25,067	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△9,286,401		△8,396,331	
うち、上記以外に該当するものの額	131,924		131,924	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,368,004		6,586,637	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	103,331,740		106,838,718	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.30%		11.11%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

〈自己資本の充実度に関する事項〉

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	96,963	3,878	100,252	4,010
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	105,978	4,239	108,289	4,331
(i) ソブリン向け	2,003	80	2,812	112
(ii) 金融機関向け	27,064	1,082	19,958	798
(iii) 法人等向け	24,676	987	25,797	1,031
(iv) 中小企業等・個人向け	15,037	601	14,789	591
(v) 抵当権付住宅ローン	1,431	57	1,351	54
(vi) 不動産取得等事業向け	15,744	629	20,473	818
(vii) 三月以上延滞等	909	36	952	38
(viii) 出資等	5,366	214	2,465	98
出資等のエクスポージャー	5,366	214	2,465	98
重要な出資のエクスポージャー				
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	9,286	371	15,746	629
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	850	34	850	34
(xi) その他	3,607	144	3,091	123
②証券化エクスポージャー	59	2	44	1
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	164	6	156	6
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△9,286	△371	△8,396	△335
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額	46	1	156	6
⑥中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	6,368	254	6,586	263
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	103,331	4,133	106,838	4,273

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。  
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。  
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 5. 「その他」とは、(i)～(xi)に区分されないエクスポージャーです。  
 6. オペレーショナル・リスクは、基礎的手法を採用しております。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞} \\ \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

〈信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)〉

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引					
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
国 内	213,537	218,964	96,139	96,398	31,590	44,174	—	—	1,867	1,745
国 外	36,287	32,286	3	3	35,484	30,981	—	—	—	—
地域別合計	249,824	251,250	96,142	96,401	67,074	75,156	—	—	1,867	1,745
製造業	14,642	15,395	7,122	6,972	7,520	8,422	—	—	284	280
農業、林業	732	707	732	707	—	—	—	—	63	48
漁業	1,349	1,196	1,349	1,196	—	—	—	—	49	41
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	10,214	9,467	8,910	8,465	1,303	1,002	—	—	211	221
電気・ガス・熱供給・水道業	2,276	2,030	265	323	2,010	1,706	—	—	—	—
情報通信業	982	1,665	75	59	901	1,602	—	—	6	—
運輸業、郵便業	4,852	5,623	2,446	2,416	2,405	3,206	—	—	60	59
卸売業、小売業	13,234	13,209	9,315	8,692	3,919	4,516	—	—	199	119
金融業、保険業	117,032	108,881	7,820	6,816	34,628	31,688	—	—	—	—
不動産業	21,360	24,962	17,643	19,645	3,709	5,309	—	—	460	395
物品賃貸業	96	171	96	171	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	570	621	570	621	—	—	—	—	9	12
宿泊業	1,581	1,547	1,581	1,547	—	—	—	—	25	34
飲食業	2,835	2,676	2,835	2,676	—	—	—	—	25	200
生活関連サービス業、娯楽業	1,898	2,437	1,898	2,237	—	200	—	—	6	0
教育、学習支援業	46	33	46	33	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	336	323	336	323	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	3,687	3,423	3,686	3,423	—	—	—	—	114	66
その他の産業	281	278	281	278	—	—	—	—	113	100
国・地方公共団体等	22,646	30,085	11,971	12,584	10,675	17,501	—	—	—	—
個人	17,077	16,648	17,077	16,648	—	—	—	—	236	162
その他	12,088	9,862	77	559	—	—	—	—	—	—
業種別合計	249,824	251,250	96,142	96,401	67,074	75,156	—	—	1,867	1,745
1年以下	72,066	59,265	21,554	22,162	5,080	7,123	—	—	—	—
1年超3年以下	35,076	48,705	8,847	7,633	10,136	14,433	—	—	—	—
3年超5年以下	28,064	19,870	12,336	12,237	12,726	6,631	—	—	—	—
5年超7年以下	18,662	19,407	10,522	9,279	7,138	8,616	—	—	—	—
7年超10年以下	23,263	29,357	9,263	10,535	7,087	14,914	—	—	—	—
10年超	58,419	59,503	32,103	32,648	23,305	21,836	—	—	—	—
期間の定めのないもの	8,672	9,874	1,437	1,343	1,601	1,601	—	—	—	—
その他	5,598	5,267	77	559	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	249,824	251,250	96,142	96,401	67,074	75,156	—	—	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。  
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、無形固定資産等が含まれます。  
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成25年度	170	150	0	170
	平成26年度	150	142	0	150
個別貸倒引当金	平成25年度	1,689	1,650	123	1,566
	平成26年度	1,650	1,495	531	1,119
合 計	平成25年度	1,860	1,801	123	1,736
	平成26年度	1,801	1,637	531	1,269

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

区 分	個 別 貸 倒 引 当 金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		平成25年度	平成26年度
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度		
製 造 業	169	127	127	132	169	127	127	132	—	—
農 業、林 業	26	22	22	20	26	22	22	20	—	—
漁 業	42	45	45	38	42	45	45	38	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	128	313	313	261	128	313	313	261	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	26	26	26	27	26	26	26	27	—	—
卸 売 業、小 売 業	252	246	246	134	252	246	246	134	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	483	222	222	220	483	222	222	220	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	23	23	23	24	23	23	23	24	—	—
飲 食 業	321	416	416	493	321	416	416	493	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その 他 の サ ー ビ ス	57	35	35	21	57	35	35	21	—	—
その 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	157	170	170	118	157	170	170	118	—	—
合 計	1,689	1,650	1,650	1,495	1,689	1,650	1,650	1,495	—	—

- (注) 1.当組合は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成25年度		平成26年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0	1,015	24,961	—	35,879
10	3,800	11,895	—	19,660
20	24,183	83,132	91,957	7,317
35	—	5,793	—	3,291
50	15,353	2,756	20,553	524
75	—	25,469	—	19,690
100	6,394	44,646	6,617	41,767
150	—	344	—	1,735
250	—	—	—	200
1,250	—	—	—	—
その他	—	77	—	2,055
合 計	50,748	199,076	119,128	132,122

- (注)  
1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

<信用リスク削減手法に関する事項>

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	8,288	7,522	3,045	2,249	—	—
①ソブリン向け	132	106	502	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	1,759	1,456	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	4,966	4,638	247	217	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	80	84	2,256	1,990	—	—
⑥不動産取得等事業向け	1,255	1,191	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等	17	3	39	40	—	—
⑧出資等	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑨その他	75	41	—	—	—	—

- (注)  
1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。  
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含んでおりません。  
3. 「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。具体的には名寄せ後1億円超の貸出債権等が含まれます。

〈派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項〉

(単位: 百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
与信相当額の算出に用いる方式	—	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	310
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位: 百万円)

区 分	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
① 派生商品取引合計	—	523	—	523
(i) 外国為替関連取引	—	18	—	18
(ii) 金利関連取引	—	230	—	230
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	274	—	274
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	—	523	—	523

〈証券化エクスポージャーに関する事項〉

●オリジネーターの場合

該当ございません。

●投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位: 百万円)

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	299	—	224	—
(i) 不動産ローン	299	—	224	—
(ii) 動産ローン	—	—	—	—

(注) 再証券化エクスポージャーは保有していません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位: 百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20	299	—	224	—	2	—	1	—
50	—	—	—	—	—	—	—	—
100	—	—	—	—	—	—	—	—
350	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250	—	—	—	—	—	—	—	—
(i) 不動産ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 動産ローン	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%  
2. 「1,250%」欄の(i)(ii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。  
3. 再証券化エクスポージャーは保有していません。

〈出資等エクスポージャーに関する事項〉

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位: 百万円)

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	4,113	4,113	2,808	2,808
非 上 場 株 式 等	918	918	918	918
合 計	5,032	5,032	3,727	3,727

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日現在における市場価格等に基づいております。  
2. 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しております。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位: 百万円)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度
売 却 益	195	192
売 却 損	108	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位: 百万円)

評 価 損 益	平成 25 年度	平成 26 年度
	62	297

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

〈銀行勘定における金利リスクに関する事項〉

(単位: 百万円)

金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	平成 25 年度	平成 26 年度
	1,010	1,304

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、金利ショックをパーセンタイル値を用いて金利リスクを算出しております。